

平成27年7月2日

平成27年定時総代会議事録

住友生命保険相互会社

平成27年定時総代会議事録

1. 日時 平成27年7月2日（木）午前10時30分から午後0時22分

2. 場所 大阪市中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪

3. 出席取締役および監査役

a. 取締役 14名中、出席取締役14名

出席者 佐藤義雄、橋本雅博、浦田治男、山口博、下村弘之、野呂幸雄、
本城正哉、篠原秀典、乾真人、大下亮、藤井裕嗣、藤洋作、
蒲野宏之、藤沼亜起

b. 監査役 5名中、出席監査役 5名

出席者 八木信之、大嶋孝造、本林徹、大日向雅美、杉山武彦

4. 議事の経過の要領及びその結果

定刻、社長橋本雅博は、定款第18条の規定により議長となり開会を宣した。

続いて、議長は、本日出席した総代数を次のとおり報告し、本総代会のすべての議案の決議に必要な法令および定款上の定足数を充足している旨を述べた後、社員の代表である総代の数を適正とする考え方、総代の選出方法および総代の構成と社員全体の構成との対比について報告した。

総代総数 179名

本日出席した総代数 178名

(議決権行使書による出席 19名を含む)

a. 監査報告

議長から監査役に監査報告を求めたところ、監査役八木信之は、平成26年度における取締役の職務執行についての監査結果は監査報告書に記載のとおりである旨を報告した。

また、本総代会に提出された議案および書類について、いずれも法令、定款に適合しており、特に指摘すべき事項はない旨を報告した。

b. 「平成26年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件」

議長は、平成26年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書について内容を報告した。

c. 「審議員会審議事項報告の件」

議長は、審議員会審議事項について内容を報告した。

また、平成27年のご契約者懇談会の開催状況についてもあわせて報告した。

d. 質疑応答

事前に寄せられた質問および席上でなされた質問について、それぞれ議長または議長が指名する担当役員から回答した。質問内容は次のとおりである。

「事前質問」・『若年層への販売戦略について』

- 『介護費用を補填する商品について』
- 『来店型保険ショップを通じた戦略について』
- 『特定の顧客を囲い込む経営に対する考え方について』
- 『マイナンバー制度への対応について』
- 『精神疾患に罹患されたお客さまの保険加入について』
- 『外国債券や成長分野への投融資について』
- 『低金利下での資産運用について』
- 『運用力強化の取組みについて』
- 『外部環境を踏まえた資産構成の考え方について』
- 『確定拠出年金法改正への対応について』
- 『海外事業の方向性について』
- 『他社との差別化について』

「当日質問」・『がんに対する保険金等の支払実績について』

- 『がんに関する予防活動の取組みについて』
- 『健康増進に関するボランティア活動について』
- 『指名委員会等設置会社移行の趣旨および移行後の体制について』
- 『指名委員会等設置会社移行のデメリットおよびこれに対する対応について』
- 『情報セキュリティについて』

e. 第1号議案 「平成26年度剰余金処分案承認の件」

議長は、平成26年度剰余金処分案について、別紙1のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した後、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数178名）。

f. 第2号議案 「社員配当金割当ての件」

議長は、平成26年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、別紙2のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した後、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数178名）。

g. 第3号議案 「定款等一部変更の件」

議長は、定款および総代選出細則の一部について別紙3の内容のとおり変更したい旨を述べ、その趣旨および理由を次のとおり説明した。

(1) 定款

コーポレートガバナンスのより一層の強化、経営の透明性および判断の客観性の更なる向上ならびに監督と執行の分離を通じた意思決定の迅速化を実現する観点から、機関設計を「監査役会設置会社」から「指名委員会等設置会社」に見直すこととし、これに伴い定款の規定を変更する。

ア. 取締役に関する規定の変更

指名委員会等設置会社への移行の趣旨等を踏まえ、取締役の員数の変更をはじめ、以下の変更を行う。

- ①取締役の員数を現行の「25名以内」から「15名以内」に変更する。
- ②指名委員会等設置会社では、法律上、社外取締役2名以上の選任が必要となることから、その旨の規定を新設する。
- ③代表取締役に関する規定を削除するとともに、役付取締役についても「会長および副会長各1名」に変更する。また、「相談役」については削除する。
- ④取締役の報酬等については、法律の規定に従い、現行の「総代会において定める」から「報酬委員会において定める」に変更する。
- ⑤その他、所要の変更を行う。

イ. 監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する規定の新設

指名委員会等設置会社への移行に伴い、「監査役および監査役会」に関する規定を削除するとともに、「指名委員会、監査委員会および報酬委員会」に関する規定を新設する。

ウ. 執行役に関する規定の新設

- ①指名委員会等設置会社では、法律上、1人または2人以上の執行役を置かなければならないとされていることを踏まえ、「執行役」に関する規定を新設する。
- ②執行役が期待される役割を十分に發揮できるよう、取締役会の決議によって執行役の会社に対する損害賠償責任を法令の限度で免除できる旨の規定を新設する。なお、執行役の責任免除に関する規定の新設を議案として提出することについては、監査役全員の同意を得ている。

エ. 保険業法の改正に伴う規定の変更

保険業法第53条の36で準用する会社法第427条の改正（平成27年5月1日施行）により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が改正されたことを踏まえ、定款の規定を変更する。なお、責任限定契約を締結できる取締役の範囲に関する定款の変更を議案として提出することについては、監査役全員の同意を得ている。

オ. 監査役の責任免除に関する経過措置の新設

従来、監査役について、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度にお

いて、取締役会の決議によって免除することができる旨を規定していた。今回の定款変更により、監査役および監査役会に関する規定を削除することに伴い、定款変更の効力発生以前の行為に関する損害賠償責任について、現行同様、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨の経過措置を新設する。

カ. その他

規定の新設等に伴い、章数および条数の変更を行う。また、一部規定については、表現の修正を行う。

(2) 総代選出細則

定款における役付取締役の規定の変更および役付執行役の規定の新設に伴い、所要の字句修正を行う。

また、本議案における定款等一部変更については、本総代会終結の時をもって効力を発生する旨を説明した。

議長は、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数 177名）。

h. 第4号議案 「審議員19名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって審議員全員の任期が満了することに伴い、審議員19名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として安藤隆春、岩沙弘道、梅村充、岡素之、奥正之、加藤隆俊、釜和明、見城美枝子、河野栄子、島田晴雄、関根愛子、徳川恒孝、十倉雅和、羽入佐和子、林良博、松澤佑次、松下正幸、山田隆持および米山高生を指名し、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数 178名）。

i. 第5号議案 「取締役11名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって取締役全員が任期満了により退任すること、また第3号議案「定款等一部変更の件」が原案どおり承認可決され、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することにより、本総代会終結の時をもって監査役全員が任期満了により退任となることに伴い、取締役11名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として佐藤義雄、橋本雅博、山口博、野呂幸雄、本城正哉、本林徹、藤沼亜起、大日向雅美、杉山武彦、山下徹および矢吹公敏を指名し（本林徹、藤沼亜起、大日向雅美、杉山武彦、山下徹および矢吹公敏は社外取締役候補者）、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決し、各人はそれぞれ就任を承諾した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数 178名）。

以上をもって本総代会の議事を全部終了したので、議長は午後0時22分閉会を宣した。

平成26年度(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	110,629,769,674
剰 余 金 処 分 額	110,629,769,674
社 員 配 当 準 備 金	59,358,617,506
差 引 純 剰 余 金	51,271,152,168
損 失 壱 换 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	3,371,152,168
任 意 積 立 金	47,700,000,000
基 金 償 却 準 備 金	47,000,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剩余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

平成26年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 5年ごと利差配当契約 [販売名称: Wステージ 等]

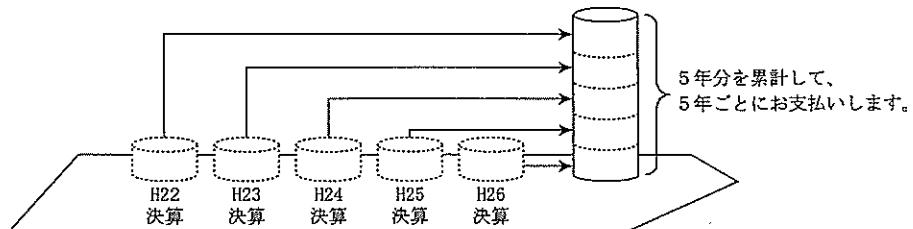
契約ごとに以下の項目(①、②)の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計算方法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (平成26年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表2） ○災害・疾病特約 契約日から経過10年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表3）

(注)「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

-<ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>-

(平成22年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 3年ごと配当契約 [販売名称：ライブワン・Qパック]

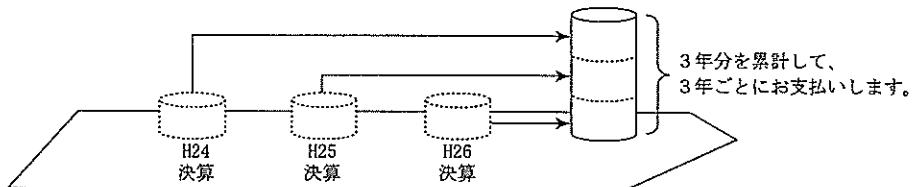
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計算方法
①利差益配当	<p>直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額</p> <p>計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (平成26年度決算に基づく利差益配当率は別表1)</p>
②長期継続配当	<ul style="list-style-type: none"> ○定期保険特約等 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表4） ○災害・疾病特約 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表5）

(注)「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

‐<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>‐

(平成24年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 每年配当契約

契約ごとに以下の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計算方法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保険金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保険種類	計算方法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保険種類	計算方法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 団体生存保険・新団体生存保険	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類	配 当 率
予定利率2%以下の保険種類	1. 80%—予定利率
予定利率2%超の保険種類	1. 35%—予定利率

ただし、下記の保険種類については以下のとおりとします。

保 険 種 類	対象契約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	平成7年9月1日以降の 保険料一時払契約※	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約※	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付遞増終身保険(一時払い)※ 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)※		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付遞増終身保険(一時払い)	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	平成11年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は平成26年度決算に基づく利差益配当率を示しています。
 2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利差益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
 3. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、最低保証利率付3年ごと利
率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保
険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証
付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)
および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)ならびに定額年金支払移行特約の利
差益配当は0円とします。

- ※ 配当金により保険金を買い増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。
 ただし、年金支払特約については、平成10年7月2日以降に付加された場合とします。

別表 2

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

保 喫 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	(保険料(年額)について)						
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集團扱特約付	平成19年4月1日以前	男性 ・ 女性	5%	5%	30%	55%	55%	55%	55%
5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険集團扱特約付									
5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 遞減定期保険特約 保険料特別払込遞減定期保険特約 収入保障特約 速生定期保険特約 速生保険料特別払込定期保険特約 速生遞減定期保険特約 速生保険料特別払込递減定期保険特約 介護収入保障特約・介護遞減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養青年金特約	平成19年4月2日以降	男性 ・ 女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
新介護収入保障特約 新介護遞減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性	25%	25%	50%	75%	75%	55%	55%
		女性	35%	35%	60%	85%	85%	85%	55%
	平成19年4月2日以降	男性	20%	20%	20%	20%	20%	0%	0%
		女性	30%	30%	30%	30%	30%	30%	0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	平成19年4月1日以前	男性 ・ 女性	—	2.5%	15%	27.5%	27.5%	27.5%	27.5%
	平成19年4月2日以降	男性 ・ 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払済満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。
2. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払い込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料(年額)の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含みません。
3. 中途付加などにより、10年を経過しない契約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の（第1）被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養青年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 平成21年度以前に5年ごと利差配当契約から転換した契約のうち、次年度に5年ごと応当日を迎える契約または次年度に転換により消滅する契約については、当該被転換契約の契約期間に対して1-a-②の定期保険特約等に準じて計算した金額を、本表により計算した金額に加えます。
ここで、長期継続配当率は被転換契約の保険種類、契約年齢、経過年数などに応じて0%から40%までとします。
7. 平成26年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表3

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	契約年齢性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)		男性	円 700	円 700	円 770	円 910	円 1,050	円 1,050	円 490	
		女性	490	490	490	560	700	0	0	
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	男性	2,030	1,680	980	0	0	0	0	
		女性	2,240	0	0	0	0	0	0	
	平成19年4月2日以降	男性	840	840	980	0	0	0	0	
		女性	840	0	0	0	700	3,710	4,550	
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約		男性	1,890	2,240	1,540	1,050	350	0	0	
		女性	1,400	1,190	840	1,120	1,330	2,240	1,960	
通院特約 こども通院特約		男性	1,470	1,190	1,820	3,920	6,440	16,170	21,840	
		女性	1,610	1,470	1,680	2,870	4,970	12,810	17,710	
通院特約(04) こども通院特約(04)		男性	1,960	1,540	2,380	4,970	8,120	19,740	26,250	
		女性	2,170	1,890	2,170	3,640	6,300	15,680	21,280	
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約		男性	280	350	140	0	0	0	0	
		女性	140	70	0	70	140	350	280	

(注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。

2. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約およびこども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、こども通院特約、通院特約(04)およびこども通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約およびこども入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 平成26年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表4

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	(保険料(年額)について)						
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 遅減定期保険特約 保険料特別払込遅減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護遅減定期保険特約 介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	経過6年の契約 男性・女性	1%	1%	6%	11%	11%	11%	11%
		経過9年の契約 男性・女性	4%	4%	24%	44%	44%	44%	44%
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約 男性・女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		経過9年の契約 男性・女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
新介護収入保障特約 新介護遅減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	経過6年の契約 男性	5%	5%	10%	15%	15%	11%	11%
		女性	7%	7%	12%	17%	17%	17%	11%
		経過9年の契約 男性	20%	20%	40%	60%	60%	44%	44%
		女性	28%	28%	48%	68%	68%	68%	44%
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約 男性	4%	4%	4%	4%	4%	0%	0%
		女性	6%	6%	6%	6%	6%	6%	0%
		経過9年の契約 男性	16%	16%	16%	16%	16%	0%	0%
		女性	24%	24%	24%	24%	24%	24%	0%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	平成19年4月1日以前	経過6年の契約 男性	—	0.5%	3%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
		女性	—	2%	12%	22%	22%	22%	22%
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約 男性・女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		経過9年の契約 男性・女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払い込みいただいている保険料に乘じて計算したもの等とします。ただし、保険料(年額)の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含みません。
3. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 平成21年度以前に5年ごと利差配当契約から転換した契約または3年ごと配当契約から保障一括見直しした契約のうち、次年度に3年ごと応当日を迎える契約または次年度に転換もしくは保障一括見直しする契約については、当該被転換契約または一括見直し契約の契約期間に対して、それぞれ1-a-②または1-b-②の定期保険特約等に準じて計算した金額を、本表により計算した金額に加えます。
- ここで、長期継続配当率は被転換契約または一括見直し契約の保険種類・契約年齢・経過年数などに応じて0%から40%までとします。
7. 平成26年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	契約年齢性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01)		経過6年の契約	男性 300 女性 210	300 210	330 210	390 240	450 300	450 0	210 0
		経過9年の契約	男性 400 女性 280	400 280	440 280	520 320	600 400	600 0	280 0
疾病医療特約(01)	平成19年4月1以前	経過6年の契約	男性 870 女性 960	720 0	420 0	0 0	0 0	0 0	0 0
		経過9年の契約	男性 1,160 女性 1,280	960 0	560 0	0 0	0 0	0 0	0 0
入院治療重点保障特約	平成19年4月2日以降	経過6年の契約	男性 360 女性 360	360 0	420 0	0 0	0 0	0 0	0 0
		経過9年の契約	男性 480 女性 480	480 0	560 0	0 0	0 400	0 2,120	0 2,600
通院特約		経過6年の契約	男性 810 女性 600	960 510	660 360	450 480	150 570	0 960	0 840
		経過9年の契約	男性 1,080 女性 800	1,280 680	880 480	600 640	200 760	0 1,280	0 1,120
通院特約(04)		経過6年の契約	男性 630 女性 690	510 630	780 720	1,680 1,230	2,760 2,130	6,930 5,490	9,360 7,590
		経過9年の契約	男性 840 女性 920	680 840	1,040 960	2,240 1,640	3,680 2,840	9,240 7,320	12,480 10,120
入院保障充実特約		経過6年の契約	男性 840 女性 930	660 810	1,020 930	2,130 1,560	3,480 2,700	8,460 6,720	11,250 9,120
		経過9年の契約	男性 1,120 女性 1,240	880 1,080	1,360 1,240	2,840 2,080	4,640 3,600	11,280 8,960	15,000 12,160
		経過6年の契約	男性 120 女性 60	150 30	60 0	0 30	0 60	0 150	0 120
		経過9年の契約	男性 160 女性 80	200 40	80 0	0 40	0 80	0 200	0 160

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 平成26年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保険種類	対象契約	到達年齢性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
毎期精算配当付自由保険			—	—	—	2,430	5,470	14,610	35,370	
新教育保険・定期付養老保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	2,930	6,940	19,100	47,970	
生存給付金付終身保険・終身保険		女性	—	—	—					
連増年金收入保障保険	昭和44年6月以後	男性	—	—	—	1,660	4,190	12,390	33,520	
生存給付金付連増年金收入保障保険	昭和49年4月以前の契約	女性	—	—	—	2,160	5,660	16,880	46,120	
定期保険・新生存給付金付定期保険特約	昭和49年5月以後	男性	—	—	—	900	1,510	5,370	15,090	
連生終身保険・定期保険特約	昭和51年3月1日以前の契約	女性	—	—	—	1,400	2,980	9,860	27,690	
家族定期保険特約(配偶者型)	昭和51年3月2日以後	男性	—	—	410	900	1,510	5,370	15,090	
家族定期保険特約(子型)	昭和56年4月1日以前の契約	女性	—	—	690	830	1,390	5,390	15,730	
増加養老保険・増加養老保険特約	昭和56年4月2日以後	男性	—	—	10	410	860	3,730	11,630	
増加終身保険・増加生存保険	昭和60年4月1日以前の契約	女性	—	—	30	320	520	2,720	9,230	
養老保険特約・終身保険特約	昭和60年4月2日以後	男性	—	0	0	300	1,030	2,900	8,650	
保険料特別払込定期保険特約	平成2年4月1日以前の契約	女性	—	0	0	300	370	1,670	6,390	
生存給付金付定期保険特約	平成2年4月2日以後	男性	—	0	0	240	860	2,060	4,860	
連生定期保険特約	平成8年4月1日以前の契約	女性	—	0	0	170	240	1,140	4,780	
連生保険料特別払込定期保険特約		配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	0	0	0	130	230	2,060	3,590
増加連生終身保険・増加連生生存保険		女性	0	0	0	120	240	1,020	3,150	
連生終身保険特約・連減定期保険特約	平成8年4月2日以後の保険年齢 方式の契約	男性	0	0	20	130	230	2,060	3,590	
連生定期保険特約・収入保険特約		女性	0	0	0	120	240	1,020	3,150	
保険料特別払込連減定期保険特約	配当回数3回目以内	男性	0	190	220	230	340	2,060	3,590	
連生保険料特別払込連減定期保険特約		女性	0	60	130	190	430	1,020	3,150	
定期保険集団拡大付定期保険	平成19年4月2日以後の満年齢 方式の契約	男性	0	0	50	50	90	190	490	
一時払退職後終身保険		女性	0	0	40	50	80	120	290	
一時払退職後終身保険定期保険特約		男性	0	0	250	160	190	190	490	
個人年金保険・新個人年金保険		女性	0	40	170	120	260	120	290	
	平成6年4月1日以前の契約	男性	—	—	0	70	640	2,150	6,470	
		女性	—	—	0	0	160	1,210	5,350	
変額保険(有期型)	平成6年4月2日以後	男性	—	—	0	70	470	1,310	2,680	
変額保険(終身型)	平成8年4月1日以前の契約	女性	—	—	0	0	100	680	3,740	
	平成8年4月2日以後の契約	男性	—	—	0	70	140	1,310	1,410	
		女性	—	—	0	0	100	560	2,110	
保障付積立保険	配当回数10回目以内	男性	—	—	20	70	140	1,510	1,610	
		女性	—	—	0	0	230	760	2,310	
	配当回数9回目以内	男性	0	0	50	50	90	190	490	
		女性	0	0	40	50	80	120	290	
	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	35,290	
		女性	—	—	—	—	—	—	47,890	
祝金付特別終身保険	昭和44年6月以後	男性	—	—	—	—	—	—	33,520	
	昭和49年4月以前の契約	女性	—	—	—	—	—	—	46,120	
	昭和49年5月以後	男性	—	—	—	—	—	—	15,090	
	昭和51年3月1日以前の契約	女性	—	—	—	—	—	—	27,690	
	昭和51年3月2日以後の契約	男性	—	—	—	—	—	5,370	15,090	
		女性	—	—	—	—	—	5,390	15,730	
特定疾病保障終身保険	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	330	2,060	3,870	
特定疾病保障定期保険		女性	—	0	0	120	240	1,050	3,720	
特定疾病保障終身保険特約	配当回数4回目以降 9回目以内	男性	—	0	0	150	530	2,060	4,070	
特定疾病保障定期保険特約	配当回数3回目以内	男性	—	140	160	350	730	2,060	4,070	
	女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070		
重度慢性疾患保障保険	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	230	2,060	3,890	
重度慢性疾患保障保険特約		女性	—	0	0	120	240	1,020	3,150	
	配当回数4回目以降 9回目以内	男性	—	0	0	130	400	2,060	3,590	
		女性	—	0	0	120	250	1,040	3,420	
介護収入保障特約	配当回数3回目以内	男性	—	150	160	310	600	2,060	3,590	
新介護収入保障特約		女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420	

死差益配当率表(例示)(続き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約、保障付積立保険ならびに昭和60年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生遅減定期保険特約、連生保険料特別払込遅減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約の昭和62年3月以前の契約については、昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 定期保険の昭和44年6月以降昭和44年9月以前の契約については、昭和44年5月以前の契約の率を使用します。
6. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
7. 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)または新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）の定期払済年金保険については、契約時期または定期払済年金保険への変更時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
9. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、平成7年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険（配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。）および平成10年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
10. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定期払済年金保険を除きます。）の死差益配当は0円とします。
11. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表 7

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
毎期精算配当付自由保険	昭和49年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	昭和49年5月以降 昭和56年4月1日以前	1,650	—
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
	平成5年4月1日以前	50	200
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	0
	平成11年4月2日以降	0	0
定期付養老保険	昭和45年11月9日以前	1,650	1,600
	昭和45年11月10日以降 昭和56年4月1日以前	1,650	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
	祝金付特別終身保険	1,650	1,100
生存給付金付終身保険	昭和56年4月1日以前	1,900	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
終身保険	昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
	通増年金収入保障保険	1,650	1,100

費差益配当率表(続き)

(保険金 100万円について)

保険種類	対象契約	基本部分	定期部分
生存給付金付遞増年金収入保障保険	昭和56年4月1日以前	円 1,900	円 1,100
	昭和56年4月2日以後		
	昭和60年4月1日以前	1,000	950
	昭和60年4月2日以後 平成2年4月1日以前	600	550
	平成2年4月2日以後	250	200
定期保険	昭和56年4月1日以前	—	1,100
	昭和56年4月2日以後	—	950
	昭和60年4月1日以前	—	550
	昭和60年4月2日以後 平成2年4月1日以前	—	200
	平成2年4月2日以後 平成5年4月1日以前	—	0
	平成5年4月2日以後	—	0
定期保険集團扱特約付定期保険		—	0
連生終身保険	平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以後		
	平成11年4月1日以前	50	—
平成11年4月2日以後		0	—
保障付積立保険		70	—
特定疾病保障終身保険	平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以後	0	—
特定疾病保障定期保険		—	0
重度慢性疾患保障保険		—	0
変額保険(有期型)	平成6年4月1日以前	600	—
	平成6年4月2日以後	50	—
変額保険(終身型)	平成6年4月1日以前	600	—
	平成6年4月2日以後	50	—
個人年金保険		—	1,000
新個人年金保険	平成2年4月1日以前	—	600
	平成2年4月2日以後		
	平成5年4月1日以前	—	250
	平成5年4月2日以後 平成11年4月1日以前	—	50
	平成11年4月2日以後	—	0
個人年金保険(93)	平成11年4月1日以前	—	50
	平成11年4月2日以後	—	0

費差益配当率表(続き)

(保険金 100万円について)

保険種類	対象契約	基本部分	定期部分
定期保険特約	昭和56年4月1日以前	円 —	円 1,100
	昭和56年4月2日以降	—	950
	昭和60年4月1日以前	—	550
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	—	200
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	—	0
	平成5年4月2日以降	—	—
家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型)	平成2年4月1日以前	—	550
	平成2年4月2日以降	—	200
	平成5年4月1日以前	—	0
	平成5年4月2日以降	—	—
養老保険特約	平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降	250	—
	平成5年4月1日以前	50	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	0	—
	平成11年4月2日以降	—	—
終身保険特約	平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降	250	—
	平成5年4月1日以前	50	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	0	—
	平成11年4月2日以降	—	—
生存給付定期保険特約	平成5年4月1日以前	50	200
	平成5年4月2日以降	50	0
	平成11年4月1日以前	0	0
	平成11年4月2日以降	—	—
新生存給付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
連生終身保険特約	平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
	平成5年4月1日以前	—	200
遞減定期保険特約	平成5年4月2日以降	—	0
	—	—	0
連生遞減定期保険特約		—	0
特定疾病保障終身保険特約	平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
特定疾病保障定期保険特約		—	0
重度慢性疾患保障保険特約		—	0
収入保障特約		—	0
介護収入保障特約		—	0
新介護収入保障特約		—	0

費差益配当率表(続き)

2. 保険料払済後

昭和56年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
昭和56年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約(更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ)については、次の金額を加算します。

- (1) 契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円
- (2) 契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。
2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の費差益配当は0円とします。

別表 8

災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金 100万円について)

保険種類	対象契約	配当率	
		男性	女性
傷害特約	昭和58年4月1日以前	円 200	円 350
	昭和58年4月2日以後 平成2年4月1日以前	100	150
	平成2年4月2日以後 平成13年4月1日以前	50	50
	平成13年4月2日以後	0	0
災害保障特約	昭和51年3月1日以前	1,280	1,650
	昭和51年3月2日以後	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	昭和51年3月1日以前	930	1,110
	昭和51年3月2日以後	330	510
家族災害保障特約	昭和51年3月1日以前	1,490	—
	昭和51年3月2日以後	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	昭和58年4月1日以前	200	350
	昭和58年4月2日以後 平成2年4月1日以前	100	150
	平成2年4月2日以後 平成13年4月1日以前	50	50
	平成13年4月2日以後	0	0
がん診断特約		0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 險 種 類	配 當 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	—	0
女性疾病医療特約(01)	—	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
総合医療特約	0	0
こども総合医療特約	0	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
成人病入院特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	—	0
がん入院特約(09)	0	0
新先進医療特約	0	0
がん薬物治療特約	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	到達年齢性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	375	375	375	375	375	375	375
		女性	555	555	555	555	555	555	555
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	375	375	375	375	375	375	375
	平成13年4月2日以降	男性	150	150	150	150	150	150	150
	平成19年4月1日以前	女性	105	105	105	105	105	105	105
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)	平成19年4月2日以降	男性	150	150	150	180	210	225	150
		女性	105	105	105	105	135	165	0
		男性	920	730	710	530	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	女性	970	550	0	0	0	0	0	0
通院特約 こども通院特約	平成13年4月1日以前	男性	930	750	730	550	0	0	0
	女性	980	550	0	0	0	0	0	0
	平成13年4月2日以降	男性	430	250	230	50	0	0	0
通院特約(04)	平成19年4月1日以前	女性	480	50	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	160	110	130	160	0	0	0
		女性	190	0	0	0	60	220	690
入院初期給付特約	平成13年4月1日以前	男性	390	230	220	410	770	1,550	3,020
	女性	340	280	260	320	610	1,280	2,490	
	平成13年4月2日以降	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
入院治療重点保障特約	平成19年4月1日以前	女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
	平成19年4月2日以降	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
入院保障充実特約	平成19年4月1日以前	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
	女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840	
	平成19年4月2日以降	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約		男性	90	180	180	70	0	0	0
		女性	80	90	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	平成19年4月1日以前	男性	210	310	300	190	110	0	0
	平成19年4月2日以降	女性	200	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	20	50	50	10	0	0	0
		女性	20	20	0	0	10	30	40

(注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。

2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円に対する配当率です。

3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。

4. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保険種類	配当率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで
消費者信用団体生命保険	

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
 2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
 3. 団体信用生命保険 3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保険種類	配当率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 団体生存保険・新団体生存保険	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.13% 上記以外は、0%
拠出型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.74% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.24% 上記以外は、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
 2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
 3. 新企業年金保険、新企業年金保険(02)、団体生存保険および新団体生存保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
 4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保険種類	配当率
医療保障保険(個人型)	①被保険者の年齢に応じて、死亡保険金100万円について360円まで ②被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

定款等一部変更の件

1. 定款

(下線部は変更箇所)

現 行	変 更 案	変更の理由
<p>第2章 基金 (基金の償却の方法) 第7条 当会社は、基金償却積立金に充てるため、基金償却準備金を積み立てる。</p> <p>② 基金を償却するときは、すでに積み立てられた基金償却準備金の範囲内で、取締役会の決議により行い、償却する金額と同額を基金償却準備金から基金償却積立金に振り替える。</p> <p>③ 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、<u>第57条</u>の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。</p> <p>第4章 総代会 (総代会の議長) 第18条 総代会の議長は<u>社長</u>とし、<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って他の<u>取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>第7章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第31条 当会社の取締役は<u>25名</u>以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役会) 第36条 取締役会は取締役をもって構成する。</p> <p>② <u>監査役は取締役会に出席し必要ありと認めるときは意見を述べることを要する。</u></p> <p>③ 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか取締役会規程による。</p>	<p>第2章 基金 (基金の償却の方法) 第7条 (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、<u>第56条</u>の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。</p> <p>第4章 総代会 (総代会の議長) 第18条 総代会の議長は<u>執行役社長</u>とし、<u>執行役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って他の<u>執行役</u>がこれに代わる。</p> <p>第7章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第31条 当会社の取締役は<u>15名</u>以内とする。 ② 取締役のうち、<u>社外取締役</u>を<u>2名以上置くものとする。</u></p> <p>(取締役会) 第36条 (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>② 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>条数線上げに伴い変更します。</p> <p>文言の変更を行います。 執行役社長の代理は執行役とします。</p> <p>取締役の員数を変更します。 社外取締役の選任に関して規定します。</p> <p>監査役に関する規定を削除します。</p> <p>項目の線上げおよび文言の変更を行います。</p>

現 行	変 更 案	変更の理由
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第37条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日から3日前までに発する。ただし緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第39条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役の中から会長、社長および副会長各1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各々若干名を定めることができる。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって相談役若干名を定めることができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第37条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日から3日前までに発する。ただし緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第39条 取締役会は、その決議によって取締役の中から会長および副会長各1名を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>監査役に関する規定を削除します。</p> <p>表題の変更を行います。</p> <p>役付取締役の変更を行います。</p> <p>役付取締役の変更に伴い削除します。</p> <p>相談役に関する規定を削除します。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第40条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、総代会において定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第40条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会において定める。</p>	<p>取締役の報酬等の決定手続に関する規定を変更します。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第41条 当会社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当会社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第41条 (同左)</p> <p>② 当会社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>会社法の改正に伴い責任限定契約を締結できる取締役の範囲に関する規定を変更します。</p> <p>現行の第8章を削除します。</p>
<p>第8章 監査役および監査役会</p> <p>第42条～第52条 (条文省略)</p>	(削除)	現行の第8章の条文を削除します。

現 行	変 更 案	変 更 の 理 由
(新設)	<u>第8章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> <u>(委員会の設置)</u> <u>第42条 当会社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会を置く。</u>	第8章を新設します。
(新設)	<u>(員数および選定)</u> <u>第43条 各委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成する。ただし、その過半数は社外取締役とする。</u> <u>② 各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。</u>	法定の3委員会を設置することを規定します。
(新設)	<u>(各委員会の規程)</u> <u>第44条 各委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会の規程による。</u>	各委員会の構成を規定します。
(新設)	<u>第9章 執行役</u>	各委員会の委員長の選定方法を規定します。
(新設)	<u>(執行役の員数)</u> <u>第45条 当会社の執行役は30名以内とする。</u>	各委員会の規程に関する事項を規定します。
(新設)	<u>(執行役の選任)</u> <u>第46条 執行役は、取締役会の決議によりこれを選任する。</u>	執行役に関する章を新設します。
(新設)	<u>(執行役の任期)</u> <u>第47条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u>	執行役の員数を規定します。
(新設)	<u>(代表執行役等)</u> <u>第48条 代表執行役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u> <u>② 取締役会は、その決議によって執行役の中から執行役社長1名ならびに執行役副社長、執行役専務および執行役常務を各々若干名定めることができる。</u>	執行役の選任手続を規定します。
(新設)	<u>(執行役規程)</u> <u>第49条 執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。</u>	代表執行役の選定手続を規定します。 役付執行役について規定します。

現 行	変 更 案	変更の理由
(新設)	<p><u>(執行役の報酬等)</u></p> <p><u>第50条 執行役の報酬等は、報酬委員会において定める。</u></p>	執行役の報酬等の決定に関する手続を規定します。
(新設)	<p><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p><u>第51条 当会社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠つたことによる執行役（執行役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	執行役の責任免除について規定します。
第9章 会計監査人 第53条～第55条 (条文省略)	第10章 会計監査人 第52条～第54条 (現行どおり)	章を繰下げます。
第10章 計算 第56条～第59条 (条文省略)	第11章 計算 第55条～第58条 (現行どおり)	章を繰下げます。
第11章 補則 第60条 (条文省略)	第12章 補則 第59条 (現行どおり)	章を繰下げます。
附 則 第1条 削除 第2条 (条文省略) 第3条 (条文省略) 第4条 (条文省略) 第5条 削除	附 則 (削除) 第1条 (現行どおり) 第2条 (現行どおり) 第3条 (現行どおり) (削除)	自動削除済みの条項のため削除します。 自動削除済みの条項のため削除します。
(新設)	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条 当会社は、平成27年定時総代会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に關し、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠つたことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	監査役の責任免除に関する経過措置を新設します。

2. 総代選出細則

(下線部は変更箇所)

現 行	変 更 案	変更の理由
<p>第1条 定款第21条第1項に定める総代の選舉に関して次の委員を置く。</p> <p>選舉委員長 1名 選舉委員 5名以上</p> <p>② 選舉委員長は当会社の<u>社長</u>がこれにあたる。<u>社長</u>に事故あるときは副<u>社長</u>、専務取締役、常務取締役および取締役の順序によりこれにあたる。</p> <p>③ 選舉委員は選舉権ある社員の中から選舉委員長がこれを委嘱する。</p> <p>④ 第1項の委員の外、選舉に関する事務を取り扱わせるため当会社の職員中より選舉係員若干名を置くことができる。</p> <p>第27条 天災地変その他の不可抗力のため本細則に従うことができないときは、当会社の<u>社長</u>、<u>社長</u>に事故あるときは副<u>社長</u>、専務取締役、常務取締役および取締役の順序によりその処理を決める。ただし、定款第21条第2項に定める総代候補者の推薦および投票に関しては、総代候補者選考委員会の議長、議長に事故あるときは、その代行者を定めその処理にあたる。</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>② 選舉委員長は当会社の執行役<u>社長</u>がこれにあたる。<u>執行役社長</u>に事故あるときは<u>執行役副社長</u>、<u>執行役専務</u>、<u>執行役常務</u>および<u>執行役</u>の順序によりこれにあたる。</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ (同左)</p> <p>第27条 天災地変その他の不可抗力のため本細則に従うことができないときは、当会社の<u>執行役社長</u>、<u>執行役社長</u>に事故あるときは<u>執行役副社長</u>、<u>執行役専務</u>、<u>執行役常務</u>および<u>執行役</u>の順序によりその処理を決める。ただし、定款第21条第2項に定める総代候補者の推薦および投票に関しては、総代候補者選考委員会の議長、議長に事故あるときは、その代行者を定めその処理にあたる。</p>	<p>役付の変更に伴い、文言の変更を行います。</p> <p>役付の変更に伴い、文言の変更を行います。</p>

保険業法第49条により準用する会社法第318条の規定に基づき、上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成した。

平成27年7月2日

議事録作成者 取締役 橋本雅博

以上